

規制の事前評価書

政策の名称	災害時における港湾管理者及び漁港管理者による車両の移動等
法令（案）の名称	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（災害対策基本法の一部改正）
担当部局	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当） （参事官：林 俊行）
評価実施時期	平成 28 年 3 月

1 政策の名称

災害時における港湾管理者及び漁港管理者による車両の移動等

2 規制の目的、内容及び必要性等

(1) 規制の目的

災害時における緊急通行車両の通行を確保すること。

(2) 規制の内容

ア 港湾管理者及び漁港管理者は、災害時に緊急通行車両の通行を確保するため必要があるときは、道路の区間を指定した上で、通行の妨害となっている車両の所有者等に対して、当該車両を道路外へ移動すること等の必要な措置をとることを命じることができるものとする。

イ 車両の所有者等によりアの措置がとられないとき※は、港湾管理者及び漁港管理者は、自ら当該措置をとることができるものとする。この場合において、やむを得ない限度において、車両等を破損することができるものとする。

ウ 港湾管理者及び漁港管理者は、ア及びイの措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができるものとする。

エ 地方公共団体は、車両の破損、土地の一時使用等に伴い生じた損失を補償するものとする。

※ 車両の所有者の不在等で、港湾管理者及び漁港管理者がそもそも命令を行わなかった場合を含む。

(3) 規制の必要性

災害対策基本法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 114 号）により、

道路管理者について(2)の内容を措置したところ、港湾管理者が管理する臨港道路又は漁港管理者が管理する漁港施設道路についても、首都直下地震等の大規模災害時において、立往生車両や放置車両によって、その啓開作業に遅れが生じ、被災地外からの消防・救急部隊、物資等の到着が遅れ、被害が拡大する危険性がある。このため、港湾管理者及び漁港管理者が緊急通行車両の通行の妨害となる車両の移動に関する措置等を講じ、迅速な道路啓開作業を可能とすることが必要である。

(4) 法令(案)の名称とその内容

- ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(災害対策基本法の一部改正)

災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、港湾管理者及び漁港管理者が自ら緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件を移動することができることとする等について定める。

3 想定される代替策

港湾管理者及び漁港管理者は、災害時に緊急通行車両の通行を確保するため必要があるときは、道路の区間を指定した上で、通行の妨害となっている車両の所有者等に対して、当該車両を道路外へ移動すること等の必要な措置をとることを命じることができるのみとし、命ぜられた者が当該措置をとらない等の場合において、2(2)イ～エの措置を講じないこととする。

4 規制の費用・便益

① 費用

【遵守費用】

<本対策案>

緊急通行車両の通行の妨害となっている車両の所有者等が、港湾管理者及び漁港管理者の命令に従い、車両等を道路外に移動するための移動にかかる費用が生じる。

※ 2(2)イ及びウの措置に伴い車両の所有者等に生じた損失は港湾管理者及び漁港管理者により補償されるため、当該損失は費用として考慮する必要はない。

<代替案>

車両の所有者等が命令に基づき、自主的に移動措置を行う費用が生じる(本対策案と同様)。

【行政費用】

<本対策案>

港湾管理者及び漁港管理者が車両の移動等を行う際に要する費用や、車両の移動等を行うに当たり車両等を破損したり、土地を一時使用したりした場合に当該損失を補償するために必要な費用が生じる。

<代替案>

命令に従わない場合、自ら車両等を移動させる権限がないことから、引き続き、車両の所有者等に対し協力を要請する余計な費用が生じる。また、車両の所有者等の十分な協力が得られない場合においては、別の回路を確保するなど、走行空間の確保に膨大な時間や労力等の費用を費やすことになる。

【その他社会的費用】

<本対策案>

特になし。

<代替案>

道路啓開作業が遅れ、緊急通行車両が被災地に迅速に到着することができなくなることにより、人命救助、物資輸送等の応急措置に支障が生じ、甚大な被害が生じる。

② 便益

<本対策案>

災害時における迅速な道路啓開作業が可能となり、被災地に消防・救急部隊、物資等が迅速に到着することで、被害の拡大を防ぐことができるため、これによる便益は非常に大きい。

<代替案>

特になし。

なお、車両の所有者等が港湾管理者及び漁港管理者の命令に従い、迅速に車両等を道路外の場所に移動させる等の措置を行った場合は、本対策案と同等の便益が得られる。

5 政策評価の結果

本対策案により迅速な道路啓開作業が可能となることにより、消防・救急部隊、物資等が被災地に迅速に到着することによる便益は甚大である。一方で、費用については、車両の移動等に要する費用や、車両等の破損や土地の一時使用等に対する損失補償に要する費用が生じるが、これは、甚大な便益に比べ小さいと考えられる。

代替案では、便益は特になく、車両の所有者等が命令に従わない場合、緊急通行車両の通行が困難となり、社会的費用が非常に大きい。

以上より、本対策案は代替案よりも優れていると考えられる。

6 有識者の見解その他関連事項

平成 26 年には、第 5 回防災対策実行会議（平成 26 年 7 月 29 日開催）において、道路管理者について 2 (2) の内容を措置した災害対策基本法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 114 号）の案の方向性を示した資料「今冬の大雪被害と首都直下地震の想定を踏まえた放置車両対策について」について検討を行った。

今般の改正については、地方分権提案における地方自治体からの要望に基づき、措置するもの。

7 レビューを行う時期又は条件

改正後の規定の施行後適当な時期において、施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。